

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年3月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年4月1日から同月22日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新池地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 桶樋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 長谷下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 文男池地区	〃